

報道機関各位

公 開  
頭 撮 可

令和6年8月23日

【照会先】

熊本地方最低賃金審議会事務局

(熊本労働局労働基準部賃金室)

賃金室長 吉田 総一

賃金指導官 佐藤眞一郎

(電話) 096 - 355 - 3202

最低賃金制度の  
マスコット  
チェックマン



## 第54期第13回熊本地方最低賃金審議会 (令和6年度第6回)の開催について

第54期第13回熊本地方最低賃金審議会(令和6年度第6回)を下記のとおり開催します。

当日は、令和6年8月9日付け熊本労働局一般公示第7号「熊本熊本地方最低賃金審議会の意見に関する公示」(別添3参照)により提出された異議の申出について審議を行うとともに、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備について建議(別紙4参照)を行う予定です。

記

開催日時 : 令和6年8月27日(火) 16時00分～

開催場所 : 熊本市西区春日2-10-1

熊本地方合同庁舎A棟10階大会議室

### 取材を希望される報道機関の方へ

- 1 取材申込(兼傍聴受付)要領により申し込みをお願いします。
- 2 当日は開催時刻10分前までに会場入口にお集まりください。
- 3 担当者から、会議室の配置及び進行予定等の説明を行います。



## 傍聴される皆様へ（留意事項）

- 1 事務局の指定した場所以外への立ち入りはできません。
- 2 携帯電話等の電源は必ずお切りの上、傍聴してください。
- 3 撮影及び録音機器等のお持込み、ご使用はできません。
- 4 静粛を旨とし、審議の妨げとなるような行動はお慎みください。
- 5 委員等の発言に対し、賛否を表明し又拍手をすることはできません。
- 6 傍聴中、新聞又は書籍等の閲覧は御遠慮ください。
- 7 会場内での飲食、喫煙は固くお断りします。
- 8 傍聴中の途中入退室は、やむを得ない場合を除き慎んでください。
- 9 鉢巻き、ゼッケン、腕章等の会場内での着用は御遠慮ください。
- 10 銃刀類その他危険物、プラカードその他会議の進行を妨げる恐れのあるものを所持している方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱す恐れがあると認められる方の傍聴はお断りします。
- 11 その他、事務局の指示に従ってください。

なお、これらの事項をお守りいただけない場合は、傍聴の途中であっても御退室いただくことがあります。

## 熊本地方最低賃金審議会の意見に関する公示

## 熊本労働局一般公示第7号

令和6年8月9日熊本地方最低賃金審議会から熊本県最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第11条第1項及び第12条の規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、熊本県の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって、当該最低賃金の改正決定に異議があるものは、同法第12条の規定に基づき令和6年8月26日までに熊本労働局長あて（熊本市西区春日2-10-1）異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

令和6年8月9日

熊本労働局長 金成 真一

## 記

## 熊本県最低賃金の改正決定に係る熊本地方最低賃金審議会の意見の要旨

熊本県最低賃金を次のように定めること。

- 1 適用する地域  
熊本県の区域
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者  
前号の使用主に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間 952円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日  
法定どおり（令和6年10月5日予定）

写

別紙 4

熊賃審発第10号

令和6年8月9日

熊本労働局長

金成 真一 殿

熊本地方最低賃金審議会

会長 倉田 賀世

熊本県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和6年7月8日付け熊労発基0708第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので答申する。

なお、熊本県最低賃金専門部会から、業務改善助成金等の生産性向上支援や価格転嫁対策等、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備が図られることについて、当審議会から熊本労働局長に対して建議が行われるよう要望がなされたところである。

このため、次回開催する当審議会において建議することを申し添える。

## 熊本県最低賃金

- 1 適用する地域  
熊本県の区域
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間 952円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日  
法定どおり（令和6年10月5日予定）